

大牟田市指定袋等取扱いに関する契約書

大牟田商工会議所（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第25号。以下「条例」という。）に規定する指定袋及び指定シール（以下「指定袋等」という。）の取扱いに関し、次の通り契約を締結する。

（目的）

第1条 条例に基づき、乙が市内に居住する市民の求めに応じて指定袋等を取扱うことを目的とする。

（委託条件）

第2条 甲は、乙に次の条件を付する。

- (1)甲が定めた、大牟田市指定袋取扱店（以下「取扱店」という。）に関する取り決めに厳守すること。
- (2)乙は、指定袋等を善良な管理のもとに保管し、取り扱うこと。
- (3)その他、甲が指示する事項を厳守すること。

（契約の期間）

第4条 この契約の期間は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了30日前に双方よりなんら更改の申し出がない場合は、更新継続するものとする。また、要綱第6条に規定する取扱店廃止の届け出が行われた場合は、届け出が行われた時点をもって本契約を終了する。

2 前項の規定にかかわらず、大牟田市指定袋等取扱店の登録に関する要綱（平成24年4月1日施行。以下「要綱」という。）が廃止されたときは、この契約は当該改正に係る要綱の廃止時に終了するものとする。要綱の改正、又は廃止がある場合、甲は改正、廃止施行日の30日前までに乙に対し文書で通知するものとする。

（指定袋等の種類及び取扱い額等）

第5条 指定袋等の種類及び販売額は、条例別表第2に定められた通りとする。

2 乙は、指定袋等に関し、前項の額を変更して販売し、又は無料で配布してはならない。

（手数料）

第6条 甲は、要綱に定める額を取扱店手数料として乙に支払うものとする。

（指定袋等の代金の納付）

第7条 乙は、指定袋等の代金を、前条に規定する手数料を差し引いた額を甲の指示する方法及び納付期限により甲に納付しなければならない。

（調査）

第8条 甲は、必要に応じて乙の指定袋等の保管状況及びこの契約の履行状況を調査することが出来る。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める事項について違反したとき、又は要綱に基づく取扱店の登録を取り消されたときは、この契約を解除することができる。この場合において、当該解除により乙に損害が生じても、甲は、賠償の責めを負わない。

(指定袋等の返納)

第10条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除された場合又はこの契約が終了した場合は、直ちに保管する指定袋等を甲に返納しなければならない。この場合において、返納する指定袋等は、甲が乙に配布した時と同様の状態にある販売できる形状のものに限る。

2 前項の規定により返納した指定袋等の代金を乙が既に納付しているときは、甲は、当該代金を指定袋等の返納後30日以内に乙に返金する。この場合において、当該代金に係る第6条に定める手数料が既に支払われているときは、乙は、指定袋等の返納時に当該手数料を返還しなければならない。

(受託者の責務)

第11条 乙は、この契約に関し、甲の指導に従い誠実に履行しなければならない。

2 乙が指定袋等を紛失し、又は毀損したときは、その損害は乙の負担とする。

3 乙は、指定袋等を要綱第5条の規定により大牟田市指定袋等取扱店に登録された販売所又は店舗以外で販売してはならない。

4 乙は、指定袋等を転売しようとする者に販売してはならない。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4年 7月 1日

甲) 大牟田市不知火町1丁目4-2
大牟田商工会議所
会頭 板床 定男

乙)